急傾斜地崩壊対策事業のあり方《論点》

資料２

①対策事業実施箇所の考え方と優先順位の確立

・広域行政として優先的に実施すべき箇所

・当面、対策事業を実施しない箇所
・対策事業を実施できない箇所

・当面、対策事業を実施する箇所

②対策工法の考え方

・発生源対策**or**保全家屋付近での対策

③特別警戒区域内の既存家屋に対する助成制度

・移転に対する支援制度
・補強に対する支援制度

④対策事業に対する受益者負担の考え方

・一般納税者から見た事業の公平性
・誰から徴収すべきか（市町村**or**住民）

Ⅰ**.**府 ⇐ 住民　…受益者負担金**(**急傾法**)**　⇦ 実施事例なし

Ⅱ**.**府 ⇐ 市町村　…建設事業負担金**(**地財法**)**　⇦ **42**都府県で実施

⑤対策施設の維持管理の考え方

・日常管理（現状）：未対策の場合は土地所有者
　　：対策済の場合は大阪府
・事業要望者である住民、市町村の役割とは